

令和8年阿南市議会6月定例会追加議案目録

第7号議案 阿南市印鑑条例の一部改正について

## 第7号議案

阿南市印鑑条例の一部改正について

阿南市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月9日提出

阿南市長 岩佐義弘

阿南市印鑑条例の一部を改正する条例

阿南市印鑑条例（平成16年阿南市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>（印鑑登録証明書の交付請求）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で当該端末機の操作により印鑑登録証明書を交付する機能を有するものをいう。）において、自ら利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）<u>、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定</u></p> | <p>（印鑑登録証明書の交付請求）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で当該端末機の操作により印鑑登録証明書を交付する機能を有するものをいう。）において、自ら利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）又は移動端末設備（公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいう。）を使用して暗証番号（電子署</p> |

在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）又は移動端末設備（公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいう。）を使用して暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。以下同じ。）その他必要な事項を入力することにより、交付請求することができる。

名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。以下同じ。）その他必要な事項を入力することにより、交付請求することができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で当該端末機の操作により印鑑登録証明書を交付する機能を有するものをいう。）において、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を使用して印鑑登録証明書の交付請求ができるようにするため、関係規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。